

議案第11号

逗子市子ども・子育て会議条例の一部改正について

逗子市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

逗子市子ども・子育て会議条例（平成25年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正され、所要の字句の整理を行う要あるため提案する。